

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

～認知症のある方が安心して出かけられる地域づくりを目指します～

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは？

徘徊高齢者等事前登録事業に登録された方を被保険者とする保険です。
日常生活における偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に最大1億円まで補償します。

どうすれば利用できるの？

徘徊高齢者等事前登録事業の申請と同時に本事業の申請書を包括ケア推進課に提出していただきます。

申請内容を審査し、利用承認決定通知書を送付します。

費用はどれくらいかかるの？

市で一括で契約した保険に加入するため、保険料の利用者負担分は無料です。

どんな事故が補償対象になるの？

偶然な事故により、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊してしまった場合や、電車の往来を止めてしまった場合などで、法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償の対象となります。

補償の対象かどうかは保険代理店が確認します。

事故が起きたらどうすればいいの？

保険代理店（054-641-3390）に御連絡し、指示に従ってください。

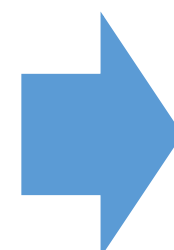
被害者との示談交渉代行サービスを利用することができます。



偶然な事故で他人にけがを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合。



保険代理店(054-641-3390)に電話で連絡してください。



必要に応じて、示談交渉や損害賠償の補償を受けることができます。

問い合わせ先

島田市包括ケア推進課 地域支援係

TEL:0547-34-3288